

論文 | Articles

アメリカ合衆国政治制度の原型
—英領植民地の特異な政治制度の成立に関する一考察—

The Prototype of the American Political Institution:
A Study on the Formation of the Political Institution Peculiar
to the English Colonies

安 章浩

YASU, Akihiro

尚美学園大学
総合政策学部

Shobi University

2020年3月

Mar.2020

アメリカ合衆国政治制度の原型 —英領植民地の特異な政治制度の成立に関する一考察—

The Prototype of the American Political Institution:
A Study of the Formation of the Political Institution Peculiar
to the English Colonies

安 章浩
YASU, Akihiro

[抄録]

基本的人権の尊重を中核に据えた世界で最初の近代成文憲法の典型はアメリカ合衆国憲法であると言われている。それは、イギリスにおいて17世紀中葉の挫折したピューリタン革命の「未完に終わった」憲政改革の完成を目指したピューリタンを中心とする移民が創出した北米の英領植民地の特異な政治制度にその起源を有する。日本国憲法はアメリカ合衆国憲法の基本的原則の影響を受けており、多くの種類の憲法の中で同じ方向性にある憲法であるので、アメリカ憲法の起源になる政治制度の理解は現行の日本国憲法の在り方を考える上で有意的であると思われる。そこで、本稿では、まずアメリカ憲法の全体を解明する第一歩として英領植民地の特異な政治制度の概観を試みることにしたい。

キーワード：ピューリタン革命、自由な国家、自由民、社会契約、プロテスタンティズムの倫理、神権政治、タウン・ミーティング、地方自治、治安判事、公共圏

[Abstract]

It is said that the typical first written modern constitution in the history of world is the Constitution of the United States of America which was made by the political representatives of 13 English Colonies. These colonies were established by the people, particularly Puritan who tried to reform the semi-absolute monarchy into republic, but failed after their short reign at the middle of 17 century in England. Small radical religious group of the Puritan who immigrated into colonies of western part of north America had aimed to accomplish the unfinished reform of English political system. Its result was the political institution peculiar to the English Colonies. The Constitution of the United States of America is actually the development of this political institution. Japanese Constitution belongs to the same category of the American Constitution. In my view, it is relevant for us to understand the formative process of the political institution peculiar to the English Colonies, in order to grasp the distinct character of the Japanese Constitution. Therefore, in this article, I try to follow the growth of American political institution in English Colonies as the first step to understand the character of the American Constitution.

Keywords:

Puritan Revolution, free state or commonwealth, freeman, social contract, ethic of Protestantism, theocracy, town-meeting, self-government, justice of the peace, sphere of the public.

はじめに

第二次世界大戦終了後 75 年が経過した。1951 年にサンフランシスコ講和条約締結によって、敗戦国日本はアメリカ占領軍の支配から一応解放されて、完全とは言えないがその主権を取り戻した。その後、解決されるべき主要な政治の争点としての憲法改正問題は今日まで存在し続けている。

顧みるなら、冷戦の勃発とともに、その国内における反映的作用として、1955 年にそれまで分裂していた二つの社会主義政党の合同政党としての社会党の成立に触発され、かつそれに対抗する意味合いを込めた保守勢力の結集政党としての自由民主党が誕生した。同党の綱領には、1946 年に制定された日本国憲法の改正が掲げられていた。同党は日本国憲法がアメリカ占領軍の制定したものであるため、主権を回復したのだから、日本人に合う「自主憲法」を作るべきであるというのがその理由である。とはいえ、政権与党の自由民主党は、1960 年の日米安全保障条約の改定後は「軽武装・経済立国」を国是に掲げて敗戦によって荒廃した国土と経済の再建にリーダーシップを発揮した。その結果、1968 年に至って、日本は GNP が世界第二位の経済大国へと発展を遂げていた。その間、自由民主党は一貫して憲法改正を主張し続けてはいたが、それに反対する野党の社会党が議会議席の三分之一を占め続けていたこともあり、憲法改正は政治日程に上ることはなかった。野党の社会党は日本国憲法の三大原則の一つの平和主義の象徴である第 9 条の擁護に全力を傾けた。その結果、同党はいつしか「革新政党」は看板のみで、その実態は政治的機能面から見るなら、憲法の基本原則の一つの平和主義の擁護を目指す「保守政党」の役割を果たし続けた。それに対して、与党の自由民主党は憲法に関しては、改正、つまり「改革」を主張する革新政党の役割を憲法解釈の面においても果たして続けた。そして、具体的には第 9 条に拠っても専守防衛は可能であるとの独自の憲法解釈を行い、それに基づいて自衛隊を創設し、現在世界第 6 位の軍事力を擁するとまで言われている。

時は流れ、1994 年に新しく小選挙区比例代表並立制——その実質は小選挙区制である——という選挙制度が導入され、2009 年に一時反自民勢力の集合政党の民主党による政権交代があったが、三年で自壊し、再び自由民主党が与党となり、今日に至っている。冷戦後の世界政治の動向も変化した。その余波を受けて国内では憲法改正に反対する中核政党の社会党も消滅した。また対外的には中国の超大国としての出現によって日本をめぐる安全保障の環境も複雑になり、それを反映して議会では憲法改正に必要な議席は与党の自由民主党及び憲法改正に賛成の他の政党や議員を合わせると十分整うようになった。

令和元年暮れ、通常国会の閉会後の記者会見で、安倍首相は自分の手で憲法改正を実現させたいとの抱負を述べている。今後、数年以内に憲法改正が日本政治の主要な争点となるのは避けられないように思われる。ところで、憲法改正の焦点は第 9 条であるが、この改正に便乗して日本国憲法の全体を改正しようとする動きも自主憲法制定を主張する自由

民主党内において表れている。それは2012年に同党によって公表された憲法改正案に顕著に見られる。ところで、憲法第9条の改正は、日本国憲法の部分的修正であっても、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義という三大基本原則の一つの平和主義の否定につながるものであるのなら、それは国の在り方の変更につながる「日本国」憲法改正、つまり一種の「革命」とも成り得る可能性を秘めているものと解釈される。そうであるなら、憲法改正は今後の日本の政治の在り方や国の在り方にまで影響を及ぼす作用を含んでいるものと見てもよかろう。このような重大な政治的意味合いを持つ憲法改正問題については、そもそも憲法とは何か、そして何故に日本国憲法が上記の三大基本原則を掲げているのか、それを先に知っておく必要がある。実は、憲法の種類は多く、その改正が可能なものもあるが、そうでないものもあり、その性格においても異なり、それ故その定義も多様ということになる。従って、日本国憲法は多くの憲法の内、どの部類に属するものなのか、その点を熟知しておくことが必要であろう。もし、そうでないなら、憲法改正の真の意義が理解され得ない可能性が生じよう。言うまでもなく、日本国憲法を隣の中国や北朝鮮の憲法と比較すると、その違いが明らかとなる。その違いを知るために、先にそもそも憲法とは何かを簡単に見ておくことが有益であろう。

憲法という用語は、英語やフランス語の *Constitution*、そしてそのドイツ語訳の *Verfassung* について、それを明治初期にその邦訳語として採用され、今日に至っている。英仏独では、憲法とはまずギリシャの国の在り方を表す *politeia* のそれぞれの訳語であった。それは国家体制を意味するものと言えよう。次に、近世になって国民国家の成立と共に、様々な国家体制が出現し、そうした各々の国家体制の在り方を定めた基本法をも意味するようになった。そして、個人的基本的人権の尊重の実現を目指す社会契約論に影響されて、18世紀に英米仏に近代自由民主主義国家体制が出現するや、憲法とはこうした国家の在り方、およびその在り方を定めた基本法を言い表すようにもなった。その結果、憲法とは自由民主主義的国家の在り方を定めた基本法、つまり近代憲法を指すようになった。こうして、自由民主主義と近代憲法が表裏の関係に位置付けられ、両者が一体的なものと思われるようになると共に、近代憲法が国家権力を正当化する手段の役割をも帯びるようになって行った。その経緯は次の通りである。フランス大革命以降、民主主義が国家権力の正当性の原理として確立されることになり、とりわけ第一次世界大戦において、アメリカが1917年に「世界を民主主義のために安全にする」ために参戦する、とその参戦の理由の一つに民主主義の擁護を掲げて以来、民主主義が大戦以降に世界中に広がり、民主主義と表裏の関係にある近代憲法も国家権力存続の必要不可欠の正当化の手段と化して行ったのである。ところが、そうした状況の発生と共に、憲法概念の変質も進むことになった。つまり、憲法が国の統治の基本法であるという解釈が生まれ、その形式的側面のみを取り出して、その形式的側面のみからなる「憲法」概念を考案して、そうした「憲法」に合う“憲法なるもの”を制定して、非自由民主主義的国家体制の国も、それに基づいて統治を行っていると呼称して、その正当化を図るようになったからである。その結果、元来、立憲主義とは近代憲法に基づいて統治が行われている政治体制を指すのであるが、非自由民主主義的国家体制の国も自国が憲法に基づいて統治が行われているのだから、立憲主義国家であると僭称するようになった。その先駆的な例が1849年に憲法を制定したプロイセン王国である。そして、今日、隣の中国や北朝鮮も憲法を有し、それに基づいて国の統治が行

われているので、自国は「法の支配」が行き届いている「法治国家」と称している。そうであるならば、中国や北朝鮮も立憲主義国家と定義されることになる。立憲主義は英語の Constitutionalism の邦訳語である。アメリカで学位を取った現代アメリカ政治学の代表的な政治学者の一人は、Constitutionalism を立憲主義と邦訳すると、中国や北朝鮮の政治も極論するなら「立憲主義」ということになるので、それと近代憲法に基づく立憲主義とは区別する必要があるので、「立憲主義」という邦訳語の代わりに「憲法主義」という邦訳語の採用を提言している⁽¹⁾。言うまでもなく、近代憲法は民主主義、つまり人民が主権者として広義の「自治」を行う政治体制の基本法である。従って、上記のように、憲法主義と自由民主主義とは表裏の関係にあり、自由民主主義体制ではない国家の憲法は近代憲法とは言えないのである。従って、今日、自由民主主義諸国において、憲法といえば、この近代憲法を指すのは言うまでもない。では、多くの憲法の中で、近代憲法は非自由民主主義国家の憲法とどのような点において異なるのか、その点を明らかにするならば、現在の中国や北朝鮮の憲法と近代憲法の部類に属する日本国憲法との違いが明確になるであろう。

では、近代憲法とはどのような憲法なのか、以下簡単に見ておこう。上記したように、17 世紀に台頭した社会契約論に基づいて中世封建体制が近代的な自由民主主義体制へと変革される時、この近代的な自由民主主義体制の国家の在り方に関する設計図として近代憲法が制定された。それは、政府成立の目的を社会を構成する個人の基本的権利の尊重に置き、この目的を実現するための手段である政府権力が濫用される可能性が歴史的に証明されているので、まず第一に、その濫用を防ぐためにあらかじめ権力が行ってはならない規則を作り、この規則の網を政府権力の上に覆いかぶせ、次に、それにもかかわらず濫用の可能性がないとは言えないので、権力を幾つかに分立させ、さらに分立させた権力の相互の抑制と均衡が図られるような権力分立制を設けた国の在り方を定めた基本法である。この基本法が成文の形で誕生したのはフランス革命が勃発した 1789 年の一年前の英領植民地から発展したアメリカ合衆国においてである。同国憲法は世界最初の近代成文憲法である。そして、日本国憲法は、自民党が主張するように、その制定にアメリカ占領軍が大きな影響力を行使しており、その内容の多くにもアメリカ憲法の影響が見られる。従って、日本国憲法は紛れもなく近代憲法の部類に属し、その点でお隣の中国や北朝鮮の憲法とは全く異なると言えよう。

ところで、近代成文憲法の典型であるアメリカ憲法はその制定後約 230 年が経過しているが、部分的な「修正」はあったが、「憲法改正」はなかった。そして、アメリカ憲法と日本国憲法との違いは、その基本的傾向は同一方向にあるが、平和主義の原則はアメリカ憲法にはない。日本国憲法はアメリカ憲法制定後約 160 年後に制定されたので、憲法をめぐる環境(ambiance)が大きく変化したこと、次に、日本が敗戦し、その反省の上に内外の要請に強いられる形で国のあり方として「平和国家」を志向したこともあり、平和主義が憲法の基本的原則に採用されている点、これが他の近代憲法と異なる点である。今後、日本で政治的争点として本格化しそうな憲法改正は他の近代憲法にはない平和主義を新冷戦時代に対応する形でどのように調整するかという問題でもあるように思われる。しかし、もしそうであるならば、国際政治的に見るならば、単なる憲法的一条文の「改正」に止まらないことになり、日本国の将来にとって大きな政治的意味を持つことになるだろう。

ともあれ、日本国の将来にとって大きな政治的意味を持つ憲法改正を考える際に、近代

憲法の典型的なアメリカ憲法を知り、その上でその影響を受けた日本国憲法の内容を考え合わせるなら、その存在意義がより明確になるであろう。こうした問題意識から、アメリカ憲法の成立過程を解明する第一段階として、そうした憲法を作った人々はどのようなタイプの人間であったのか、そして彼らが作った政治制度が今日のアメリカ合衆国の原型であるので、それらを知るなら、日本国憲法のある一面も明らかになるのではないかと考えて、本稿を執筆することにした。

アメリカの政治制度はイギリスにおける「未完の改革を完成させたもの」である、と解釈される⁽²⁾。「未完の改革」とは17世紀中葉に起きたピューリタン革命によってつかの間の間実現し、挫折した「共和政治」(free state or commonwealth)である。この挫折した革命が目指したイギリス政治の改革は1688～89年の名誉革命でその一部は実現されたが、しかし、その実現されなかった部分の完成の試みは英領植民地において続行されることになったのである。つまりイギリス政治の革新的伝統の継承者となったピューリタンは本国の宗教的迫害から逃れて、あるいは新天地で「神の国」の建設を目指して大西洋を隔てた遠い英領植民地の北アメリカへ移住し、「未完の改革」の完成に努めたのである。その経緯を辿るのが本稿の主題である。従って、本稿では、紙数の関係があるので、その一部として英領植民地の建設とそこに移植されたイギリスの政治制度とその変容について考察することにした。

1、三つの異なる植民地の設立とそれぞれの展開

北米におけるイギリスの13の植民地が本国に対して独立戦争を開始したのは1775年5月であった。植民地が設けられてから約70年が経過していた。1607年にイギリスがヴァージニアに初めて植民地を設けた時には、すでにスペインは南北アメリカにおいて巨大な植民地帝国を築いていた。またフランスもカナダのケベックを起点にオンタリオ湖までの河川流域やミシシッピ川流域を押さえて、インディアンとの毛皮取引を展開していた。北米におけるイギリスの植民地獲得がこのように立ち遅れた理由は、イギリスが世界の覇権をめぐる戦いに参加できたのが1588年にスペインの無敵艦隊を撃退した後であり、その後も、オランダと戦い、ようやく18世紀に入ってその覇権を手に入れ始めていた点にある⁽³⁾。イギリスは1607年にヴァージニアに植民地建設に成功したが、その後ピューリタン革命(1640年～1660年)もあって、17世紀後半期以降になって、つまり1660年の王政復興後にやっと本格的に北米の東部海岸にある植民地の経営に乗り出すことが出来た。言うまでもなく、植民地は国際的権力闘争の中で勝ち取ったものであるが故に、その所有権は国王に属し、かつ勝ち取ったものは武力、とりわけ海軍によって守り続けられねばならなかった。従って、植民地で事業を展開する場合、事業主体は植民地を武力で守ってくれる国王から特許状か勅許状を下賜してもらい、13の植民地は各々国王から特許状か勅許状を得て独自の社会を作り上げていた。アメリカ独立戦争当時、植民地設立の目的やその経営主体の違いによって大体三つの性格の異なる植民地社会が出来上がっていた。経済と地理的環境は不可分の関係にあるので、13の植民地は、東部のマサチューセッツ湾岸、ハドソン川流域の中部地方、チェサピーク湾岸を中心とする地域からその南に広がる地方、いわゆる南部、の三つの部分である。

第一のタイプは利潤追求型の植民地である。それは主として南部で展開された。1606年にロンドンにおいてアメリカで利潤を上げることを目的とするヴァージニア共同出資会社が設立された。株を発行して得た資金を用いて冒険的商人などの会社の幹部は一攫千金を夢見る人々を集めて、ヴァージニアのジェームズタウンを拠点にして植民活動を開始した。紆余曲折の後、この会社は当時ヨーロッパで高く売れたタバコ生産を始め、利潤をあげて発展して行った。資金のある投機的商人や冒険家などは株主となって自ら現地へ渡る者もあり、彼らはタバコ生産のプランテーションの経営者、すなわち農園主となった。労働者は渡航費後払いで募集され、応募したのは殆ど貧民であり、彼らは年季契約奉公人として働いた。契約によって7年後に株と土地を与えられて自由民(freeman)となり、その多くは独立自営農民として自らの人生を切り開いて行った。労働力の不足は黒人奴隷を購入して充当された。このヴァージニア植民地は1624年に国王によって会社から特許状が取り上げられ、王領植民地となった⁽⁴⁾。その際、国王は総督(Governor)とその補佐人(Assistant)——のちに参議会(Council)となる——を任命し、彼らに植民地の統治にあたらせた。その後、植民地住民の代表からなる議会も設置され、イギリス本国をモデルとした統治システムが作り出されて行った。1780年の人口統計によると、白人が35万5千人、黒人が22万8千人であった。総人口は58万3千人で、人口が最も多い植民地に発展していた。このようなヴァージニアの成功に刺激を受けてその南の部分に南北カロライナと言う領主植民地が作り出された。この二つの植民地は8人の貴族が国王から土地の下賜を受けて主に米と藍の生産を目的とする植民地経営に乗り出した地域である。この二つの植民地には封建的な関係が移植された。そしてそれらも1729年に王領植民地となる。さらに、1732年、その南にジョージ2世によって植民地が創設された。その名に因んでジョージアと称された。経営の仕方はヴァージニアと大同小異である⁽⁵⁾。

第二のタイプは自治型植民地である。同植民地はマサチューセッツ湾岸一帯に設けられた、主としてピューリタンの入植地である。1517年、M・ルターによるカトリック教会批判を皮切りに広がった西欧における宗教改革運動はイギリスにも飛び火した。中世西欧の封建社会はその実態においてはローマ教皇を頂点とするカトリック教会によって一つに纏められていたと言えよう。各国で台頭し始めた絶対主義国家の確立を志向する国王たちはローマ教皇の支配から解放され、かつ自律的な権力構成体を創出するためにこの宗教改革運動を利用した。イギリスでもヘンリー8世はカトリック教会の財産を没収し、ローマ教皇との関係を断ち切る宗教改革に乗り出した。彼は、1534年に国王至上法を公布して、従来のカトリック教会の組織や儀礼などはそのまま残し、その頂点に自らが座り、教会組織を通じて全国を統治する方針を打ち出した。その際、教義はルターの教えをより急進化させたフランスからスイスのジュネーヴに活動拠点を移したカルヴァンの教えをキリスト教の正当な教えとして採用した。その子のエリザベス女王は父が作り出した国教会制度の強化に努めた。1603年にその跡を継いだジェームズ1世、そしてその子のチャールズ1世(在位期間、1625年—1649年)も国教会制度のさらなる強化を通じて絶対主権国家の確立へ向けての歩を進めた。一方、カルヴァンの教え、つまり新教の信徒衆はカトリック的な礼拝儀式を残したこと、個人の信仰の自由を認めない国教会制度に反対し、国教会制度を「純粋化する」(purify)必要があると主張して、国王の政策に反対した。こうして、彼らは、ピューリタンと称されるようになったのである。このピューリタンは、とりわけ「イギリ

ス人の古来の権利と自由」の守護をスローガンに掲げて信仰の自由を守る戦いを展開し、議会でも多数派を占めるようになり、国王と対決するようになった。両者の対立は、ついに1640年に招集された議会を拠点とするピューリタンと王党派との内戦へと発展し、1649年にチャールズ1世の処刑、クロムウェルを指導者とする共和国の樹立へと展開する、いわゆるピューリタン革命期に入る。しかし革命は挫折し、1660年に王政復興となり、チャールズ1世の子のチャールズ2世が復位する。国教会制度の導入から挫折したピューリタン革命期までの間、ピューリタンの間には、信仰の自由を守り、神との関係について、洗礼を含めて、聖書を通じて神の声を信徒同士で確認し合う方法、つまり国教会から離れて別の新しい教会組織を作り、そしてその運営をめぐる意見の対立があり、幾つかのセクトに分かれていた。国教会の教区制を受け継ぎ、その管理・運営は信徒の代表の長老が行うという「長老派」、国教会から分離・独立して、信徒衆(congregation)——会衆とも訳される——の自主的な教会運営を主張する「独立派」、さらにより急進的な「洗礼派」、「クエーカー派」などの多くのセクトに分かれていた。ピューリタン革命の主導権を握ったのは「独立派」、つまり「会衆派」であった⁽⁶⁾。

さて、新大陸北米のヴァージニアで1607年にイギリスの植民地が築かれたとの噂が広がり、宗教的な迫害に苦しむピューリタンの中に新天地での新しい生活を夢見る人々も生まれた。早くも1620年に、その中の一部の人々、後にピューリタンの「ピルグリム・ファーザーズ」と称された人々がプリマスに上陸し植民地を建設した⁽⁷⁾。その後、1630年に、ケンブリッ大学出身の富裕なジェントリーで、かつ熱心な会衆派(独立派)のピューリタンであるジョン・ウィンスロップ(John Winthrop)が国王から特許状を得て約一千人のピューリタンの一団を引き連れてマサチューセッツ湾岸に移住して植民地の建設を始めた。ウィンスロップは、植民地の建設に際して同植民地の総督に任命されていた。従って、彼は本国の政治制度に倣って議会をも設立したが、それが植民地では最初の議会であったと言われている⁽⁸⁾。そしてこの地域はニューイングランドと称された。当初はヴァージニアと違って貧民ではなく、イギリスの富裕な中産階級が主に信仰の自由を求めて家族単位で移住して、植民地社会の基礎を作り上げていた。その後、多くの貧民が移住するようになり、次第に人口が増大して、1691年には隣接のプリマスの植民地も統合して発展し、1780年の総人口は約31万8千人に膨れ上がっていた。13の植民地の内、ヴァージニアに次ぐ大植民地へと発展を遂げていたのである。ニューイングランドは気候や土壌が農業にあまり適していなかったため、南部のような大農園は発達せず、西部では独立自営農民による自給的農業が行われていた。他方、東の海岸地帯では漁業、魚の塩漬け産業、造船・海運業、貿易業など海外との取引が盛んであった。それに伴い有力な商工業者が多数台頭した。住民全てがピューリタンではなかったが、独立派のピューリタンが社会を形成する指導的な役割を果たしていた。そして、この地方の特徴は、国王から特許状をもらった植民地であるにもかかわらず、植民地を住民自ら運営した点にある。まずタウン(town)と呼ばれる村落共同体が設置され、それが社会の基礎単位となった。土地はタウンに付与され、タウンが公共用の土地を除いた部分を住民に配分した。またタウンは政治的共同体であるのみならず、宗教的共同体でもあった。従って、タウンの指導者には、当然牧師が多く、タウンの運営は住民が参加するタウン・ミーティング(town-meeting)で行われた。そして、植民地議会へはタウンの代表が送られた⁽⁹⁾。

ところで、このマサチューセッツ湾植民地が発展するにしたがって、同植民地が本国から信仰の自由を求めて逃れてきた者たちから成る社会である筈なのに、ジュネーヴのカルヴァンの神権独裁を彷彿させるような牧師支配体制、つまり僧侶寡頭制が確立されて行った。つまり、牧師の教えに従わない者は強制的に教化させられるような神権政治が行われたのである⁽¹⁰⁾。こうして、信仰の自由を求めて新世界のマサチューセッツに移住したのに、牧師の教えに従わない人々はまたもや宗教弾圧を受けることになった。彼らは再び信仰の自由を求めてマサチューセッツから離れてその周辺のロード・アイランド、コネティカット、ニューハンプシャーに移り、彼らの植民地を設立して行った⁽¹¹⁾。とはいえ、同じピューリタンであるが故に、これらの植民地は社会的・文化的にマサチューセッツと大差なかったと言える。

第三のタイプは南部とニューイングランドの両者の要素が混ぜ合わされた地域の中中部である。中部には、ニューヨーク、ペンシルヴェニア、ニュージャージー、デラウェア、メリーランドの植民地が設置された。1632年、チャールズ1世は、カトリック教徒であった側近のボルティモア卿に対し、ポトマス河畔の広大な土地を付与したが、そこに宗教上の迫害を受けていたカトリック教徒が移り住み、今日のボルティモア市が誕生することになった。メリーランドの植民地の始まりである。その後、新教徒の移住が始まり、紛争が多発するようになったことから、紛争を防止するための宗教寛容の法律が施行された。デラウェア湾の西岸一帯を占め、メリーランドの東北隅を画する小地域のデラウェアの植民地は1638年からスウェーデン人が入植した土地であったが、1682年にペンシルヴェニアに編入された。しかし1703年に分離した⁽¹²⁾。この2つの小規模の植民地に比べてニューヨーク、ペンシルヴェニアは大植民地であり、従って中部の代表的な植民地と言えよう。ニューヨークは1609年にオランダ領と宣言され、ニューアムステルダムと称されていたが、1640年にピューリタンによって樹立された「イングランド共和国(free state or commonwealth)」の指導者クロムウェルが1651年に航海法を公布して自国の海外貿易からオランダの勢力を排除する方針を取り、王政復興後もその方針は変わらず、64年にイギリスはニューアムステルダムへ侵攻し、それを占領した。国王のチャールズ2世は弟のヨーク公にその土地を与えたので、弟の名に因んでニューヨークと命名された。ヨーク公はハドソン川の南の地域を親しい廷臣に譲渡し、ここにニュージャージー植民地が生まれた。ハドソン川上流の東に広がる土地はニューイングランドの西に当たるので、ピューリタンが多く移住し続けることになる。ヨーク公が1685年に即位してジェームズ2世となり、そしてニューヨークは同年に王領植民地となる。オランダ人は居住とその財産は認められた。17世紀半ばからフィンランド人、ドイツ人、スウェーデン人も移住してきた。隣接するニュージャージーには宗教的迫害を逃れてきたクエーカー教徒が多く移住している。この植民地も1702年に王領植民地となる⁽¹³⁾。

次に、クロムウェルの友人であり、熱心なクエーカー教徒であったために、信仰を理由に幾度か逮捕・投獄されていた貴族のウィリアム・ペンは、ピューリタン革命中にフランスに亡命していたチャールズ2世が彼の父に負債を負っていた関係から、王政復興後、1681年にその代償として国王からアメリカの広大な土地の領主権を付与された。彼はこのアメリカの地に自分の宗教的理想の実現を図る「神聖な実験」を試みた。それがペンシルヴェニアである。同植民地の白人人口の三分の一をクエーカー教徒が占めるようになった。ペン

は宗教的平等主義に基づく友愛と寛容を説き、敬虔な生活を強調した⁽¹⁴⁾。さらに、イギリス本国のみならず、宗教的な迫害を受けたヨーロッパ大陸からの移民も奨励したので、早くから多様な民族的構成となった。その結果、人口の約三分の一がドイツ人となった。その多くは傭兵の経験を持つ者が多く、思想的には急進的であった。同植民地は農耕に適した土地に恵まれ、勤勉なピューリタンの移住者も増大し、急速に発展した。土地が肥沃であったので農業や畜産も盛んであり、それらの産品を輸出するフィラデルフィア港と言う良港を有していた。また、ニューヨーク植民地はニューヨーク港を有しており、この二つの港湾都市には、海運業や貿易業も盛んであった。従って、この二つの植民地には大農園主と大商人が共に有力であったし、また民族的多様性もあって、将来のアメリカ的な特性を示す地域でもあった。

植民地の発展を示す指標として人口の増加を見ると、1700年に13の英領植民地の総人口は約25万人に過ぎなかったが、その後約5年毎に倍増し、1780年には約250万人(その内の黒人の人口は約30万人)に膨れ上がっていた。大量の移民の流入によるものである。1770年のイギリス本国の人口は約700万人であったので、本国の三分の一強の人口を擁する地域へと発展を遂げていたのである⁽¹⁵⁾。こうした発展にはイギリス本国で展開中の産業革命とも関係があったろう。いやそれ以前に産業革命勃発前から進行していたエンクロージャーに象徴される農村共同体の崩壊によって多くの農民が都市へ、そしてアメリカへの移住を始めていたのである。アメリカでは年季奉公人の契約は、上述のように、初めは7年であったが、その後次第に3ないし4年と短くなった。移住して来た多くの貧民は借地農になる人もいれば、その多くは年季奉公の終わった後に、土地を付与され独立自営農民として新しい人生を切り開くことが可能となった。その結果、1770年代の植民地の社会構成を知る手掛かりとなるのは、ヴァージニアの農地の約9割が自由保有権者(freehold)の中小農民のものであったと言う点であり、この点は注目してもよからう。つまり、13の植民地全体において社会の多数者は自立した自由民であった⁽¹⁶⁾と言えるのである。

2、本国の政治制度の移植とその変容

ところで、こうした植民地での人口の増大は、多様な文化的背景と異なる利害を有する人間の間社会秩序を打ち立てる問題を惹起させることになったことは言うまでもなからう。もし、社会秩序が確立されていなかったならば、一日たりとも平和な生活を送ることは不可能だからである。ニューイングランドの自治型植民地では、タウンを単位に自治が行われ、社会秩序が確立されていた。とはいえ、上述の通り、その初期には神権政治が進んでいて、生き苦しさを感ずるようになった新しく移住して来た多くの移民たちはそこから離れて、信仰の自由が保障されている他の植民地へとさらに新天地を求めて移動し続けた。このように人口の移動も激しく、また海外貿易も盛んになるにつれて、社会秩序を恒久的に保持する仕組みが必要となった。勿論、その仕組みは、すでに述べたように、植民地の開設に際して、国王が与えた特許状か勅許状に植民地の管理・経営(governing)の基本原則が明記されており、それを実施する任に当たる総督も任命されていた。国王が任命した総督の多くは本国から派遣されるのが通例であった。総督は、司法・行政を担当する執政官(Magistrate)と治安判事から構成される参議会に支えられて、「憲法」に当たる特許状

か勅許状に基づいて植民地の統治に当たった。つまり、総督と参議会が植民地を統治する政府であったと言えよう。次に、植民地社会の成熟と共に住民の代表から構成される議会も設置されるようになった。こうした議会に対して、総督も彼を補佐する参議会に社会の有力者を委員に任命してそれを補強して、議会に対抗する体制を構築して行った。こうした政治制度は13の植民地において大体導入されていた⁽¹⁷⁾。ニューイングランドでは自治型社会が定着するにつれて、総督や参議会委員もタウンの代表者によって実質的に選ばれるようになって行ったところもある。こうした植民地の政治制度は本国の「混合政体」(mixed government)の仕組みを模倣する方向へと一応進展するのであるが、本国と植民地の社会構造の違いによって変則的な形で展開して行った。植民地では、総督が国王の役割を演じ、次に参議会には本国から派遣された司法と行政の高級官僚および大農園主や大商人の代表が委員となっており、それがあたかも上院の役割を演じるようになった。そして議会は当然本国の庶民院の役割を果たしていたと見てもよからう。例えば、ペンシルヴェニアのように一時期一院制の時代もあったが、大体、13の植民地では形式的にはイギリス本国の政治制度とは大差なかったと言えよう。とはいえ、本国では、王権、封建領主の貴族——勿論、その中には資本家へと転身を遂げた者もいるが——、庶民の三つの階級の権力関係の均衡が確立されていた。それは、1688～89年の名誉革命後に成立したイギリス国制の特徴が「議会における国王」として表現されているように、貴族を代表する上院と庶民を代表する庶民院が一つの議会を構成していて、議会在王権の暴政をチェックする役割を果たす一方、国王も二院に分かれた議会を相互に牽制させて議会の独走を防ぐ役割を担っていて、権力の抑制・均衡がビルトインされていた。ところが、植民地では、国王、つまりその代官の総督は議会の停会などを命じる権限の外、議会の制定した法案に対する拒否権も有していたし、またその権限は形式的には強大に見えたが、しかし在任期間も短く、また総督は任命される時に本国政府から施政に当たっての細かい指示を受けており、当時の本国の国王のように、対抗権力の議会の議員を操縦できる権力手段、例えば官職授与権も殆どなく、さらにその俸給は植民地側の議会で決められていた⁽¹⁸⁾。従って、実質的には本国の国王と比肩できる力はなかったと言えよう。次に、貴族も領主植民地では若干力を持っていたが、植民地にはその代理人を派遣して植民地の管理・経営に当たらせていた関係もあり、その植民地の多数の住民の代表者の大農園主や大商人の力が増大するにつれて、貴族の社会的基盤は殆どないに等しくなっていた。そして、植民地の上院と目されている参議会には新興の資産階級、つまり市民階級が多数を占めるようになり、本国の上院のような社会的基盤を持つことはなかった。従って、参議会は上院の機能ではなく、総督の執政機関の域を出ることはなかったと言えよう。最後に、下院に当たる議会では、人口の約80%以上の自由民、つまり自由な独立自営農民の代表が占めていた。つまり、新しい人民が議会において台頭していたのである。その結果、本国の階級間の権力均衡は植民地では崩れており、政治制度は議会在圧倒的に強い政治的発言権を持つ政治システムへと変容を遂げようとしていたのである。つまり、本国の政治制度を模倣しようとする志向があっても、それは変則的な形になる他なかったと言えよう⁽¹⁹⁾。

3、イギリス憲政の革新的伝統の継承者としての自由民の出現

以上見てきたように、本国の「混合政体」の政治制度をアメリカにおいて移植しようとする努力は見られたものの、それを担う人々の階級状況が異なり、さらに本国から遠く離れて独自の社会発展を遂げていたこともあり、本国の「混合政体」の政治制度が変則的な方向へと展開する中で、また新しい類型の人民も形成されていたのである。言うまでもなく、大西洋を越えると言う冒険を冒すまでして信仰の自由を求めて移住して来た人びとであるだけに、植民地の住民の多くの人々、すなわち、新しい類型の人民は、その精神的態度や行動においてピューリタニズムによって刻印されている側面が強いことは当然と言えば当然であろう。もとより、本国で宗教的迫害を受けてアメリカに新天地を求めたピューリタンは言うまでもなく、ピューリタンが多数を占めるアメリカの各植民地では、ピューリタン以外の人々も生きていくためには、ピューリタンの設立した教会がタウンの集会場でもあるので、自然にピューリタニズムに同調して行かざるを得なかったと言えよう。居住者の多くはその人間としてのアイデンティティーの基礎を教会で社会化されていた。ピューリタンが信仰するキリスト教のカルヴァン派の教えは、M・ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』によると、次の通りである。カルヴァンの予定説によると、絶対的な神は人間の誰を救うかをすでに決めているが、人間はそれを知る由もない。とはいえ、人間は神の決めたことを知るすべはないが、人間が神の栄光をこの地上において実現するために、神の教えに従って禁欲に努め勤勉に働くならば、その労働の成果の中に救いの兆しがほのかに見えて来るのかもしれない、とカルヴァンは教えた。この教えから、人間が禁欲に努め、勤勉に働くなら、救われると言う希望が生まれ、その教えを忠実に守ろうとする行動倫理が生まれた。こうしたプロテスタンティズムの倫理こそが産業資本主義を担う「経済人」の行動原理となった、と言う⁽²⁰⁾。アメリカに移住してきた人々は、数年間の労苦の末にやっとその報酬として、未開の土地を手に入れ、この土地に自分の生命を注ぐに等しい労働を投入して所有するようになった物、つまり「自由保有権」の資産(estate)を手に入れたのである。この有様は、ロックの『政府二論』第二編の「市民政府論」において、自然状態において人間が相互に社会契約を結んで政府を創設した目的は、人間が自然状態において保持する「生命、自由、資産」すなわち所有物(property)＝財産を守ることであった、と述べられているが、ここに描かれた自然状態の人間の営みそのものであったと見られよう⁽²¹⁾。こうした人々が教会において同じ会衆や牧師の指導の下で神の声が記された聖書を読んで神の教えを皆で討議を通じて確かめ合い、それに基づいて人生を経営して「幸福の追求」を行ったのである。聖書は印刷術の飛躍的な発展によってほとんどの家庭に常備されていて、多くの人は労働の後の休息时间や、教会で読んでいたと見てよかろう。成年男子の識字率は約70%に及んでいたと言う⁽²²⁾。次に、タウンの集会場はその多くが教会であったので、教会で政治問題をも討議するのは自然であり、宗教的共同体は同時に政治的共同体の役割も果たしていた。つまり両者は一体的関係にあったと見られよう。ワイマール共和国時代のドイツのプロテスタント系の神学者であり国法学者でもあったスメントが、アメリカではドイツと違ってプロテスタンティズムとデモクラシーとは同心円であった、と述べているが⁽²³⁾、この指摘はあながち誇張とは言えないであろう。

4、アメリカ的「公共圏」の成立

政治的問題を討議するためには政治的に何が問題なのかを先に知る必要がある。本国が、当時、13の植民地全体を単位とする郵便制度を作り出していたので、その制度を利用して新聞やパンフレットが全植民地に配布されるようになっていた。そしてこの新聞やパンフレットを通じて政治問題が全植民地に知れ渡るようになっていたのである。多くの植民地ではその中心地では新聞が発行されていた。1764年にはその数は21を数えた。新聞には実際的な情報と共に、時事問題についての論文や短い投書も掲載されていた⁽²⁴⁾。新聞と並んで、人々を一つの方向へと考え方を方向付けることにおいて大きな役割を果たしたのは生活の知恵や格言を取り入れたカレンダーであったという。その中でも有名なのは印刷業者として成功したフランクリン(Benjamin Franklin, 1706-90)の作成、販売した『貧しきリチャードの暦』である。フランクリンはプロテスタンティズムの倫理を分かり易く世俗的な言葉に言い換えた「知富と実践道徳に関するユーモアに満ちた実用の警句や諺や詩」を彼が販売したカレンダーの中に書き込んでいた⁽²⁵⁾。「時は金なり」(Time is money)はその中の一句であったことは有名である⁽²⁶⁾。以上のように、独立戦争当時には、ハーバースの言う一つの「公共圏」が13の植民地を横断して形成されていたのである。

「公共圏」をリードしたのは社会的な名望家、つまり社会的エリート層である。言うまでもなく、人民の中で、公共的な問題に関心を示し、その方向づけに関与できるようになるには、十分な時間的余裕を持つ「財産」所有者で、その中でもとりわけ知的能力を有する者に限られていたであろう。アメリカでは社会的エリート層は大体三つのルートを通じて徴募されている。一つは、ニューイングランドではタウンを指導したのは牧師である。1636年に牧師を養成するハーヴァード・カレッジが設立されている⁽²⁷⁾。そこで養成された聖職エリートは宗教的共同体であると同時に政治的共同体でもあるタウンで、世論を方向付けるリーダーシップを発揮していた。それ故に、上記したようにマサチューセッツでは一時期神権政治が行われ得たのである。アメリカ独立戦争当時において牧師達は抵抗や革命を支持する説教を行い、反英独立闘争を盛り上げるのに大いに貢献したのである⁽²⁸⁾。

ちなみに、独立宣言期までの社会的エリートを養成する主要な施設としての大学の創設状況を簡単に見ておこう。1636年にカレッジとして創立されたハーヴァードは1650年に特許状が下付され大学へと昇格した。人文科学、自然科学の諸科目を教授し多方面の人材を供給するようになった。植民地の第二番目の大学として、1693年に、ヴァージニアのウィリアムズバーグにウィリアム・アンド・メアリー大学が創設された。世紀が変わって、1701年にコネティカットのニューヘヴンにおいて、貿易商のイェールの寄付に基づくイェール大学が設立された。そして、1746年にプリンストン大学(1796年までニュージャージー大学と称されていた)が設立された。その後、1751年にペンシルヴェニア大学、さらに1754年にニューヨークにコロンビア大学、1764年にロード・アイランドにブラウン大学など9の大学が設立されていった⁽²⁹⁾。

5、司法を中心とする地方自治制度の継承と変容

次に植民地の統治においてのみならず、アメリカの独立運動においても主要な役割を果たした社会的エリートは法律家である。法律家が植民地社会で大きな影響力を持つように

なった理由の一つは17世紀におけるイギリスの国のあり方をめぐるとある部分では関係がある。その点について、国家の名称の使い方において国のあり方の方向性が見られるので、まずそれについて述べておきたい。

1ですでに述べたように、イギリスでは、ジェームズ1世とその子のチャールズ1世の絶対主義国家確立の試みは「イギリス人の古来の権利と自由」を守護せんとするピューリタンなどの抵抗によって実現されなかった、つまりフランス語でいう *État* は確立されなかったのである。とはいえ、*État* の英語訳の *state* という用語は中世の封建的多党支配体制とは異なる、一定の領土上における政治的統一の単位の名称として用いられるようになっていた。また、*state* の外に、中世の封建的多党支配体制とは異なる政治的統一を表す名称として、ローマ共和政国家の名称の *res publica*(公けのもの)の英語訳の *Commonwealth* も使われていた⁽³⁰⁾。フランスの *État* には、フランス絶対主義国家の特徴であり、その二大支柱の常備軍と官僚制の観念が内包されていた。そして絶対君主はこの常備軍と官僚制を彼の家産として所有し、それをを用いて人民を統治し、場合によっては人民の権利と自由を奪っていた。従って、イギリスでは、人民の古来の権利と自由のために戦っている人々にとっては、フランスの *État* は否定されるべき存在であり、人民共同の福祉(*Commonwealth*)のために奉仕する *public* な存在ではなく、君主の *private state* であるとみなされていたと見られる。1639年、マサチューセッツ湾岸の神権政治体制から逃れてコネティカットの植民地を開いた人々は、世界で最初の憲法と言われる「基本法」を制定しているが、その序の最後に、「ここに、相団結して、*one public state or commonwealth* を作り、われわれとわれわれの子孫および将来の参加者のために、以下の条章により団結の規約を結ぶものである。」という文章がある。この文書には、人民自治の思想に基づく政治権力の人民による統制(*popular control*)の原則や、信教の自由、政教分離の原則が行き渡る政治的統一を *one public state or commonwealth* と呼んでいる⁽³¹⁾。またその約十年後において、クロムウェルは、絶対主義国家の確立に反対するピューリタン革命の成果として作り出した新しい国家を、絶対主義国家の二大支柱の常備軍と官僚制の欠如した *state*、つまり「*free state or Commonwealth*」と名付けている。時代が下って、18世紀前半期において、イギリスにおける議会政治の民主的改革を求めるハノーヴァー王朝政府を批判する急進派の人々、つまりイギリス憲政の革新的伝統の継承者たちは、国民の声が統治に反映されるところが *free state* であり⁽³²⁾、そして理念的に「自由を実現するために最も完全な政体」は *Commonwealth* であるという主張⁽³³⁾を展開していた。1776年にアメリカの独立宣言が発せられた後に、13の植民地がそれぞれ独立国家を創設した時、その三分の一が *Commonwealth* を名乗り、残りは *free state* を名乗っている。それは、以上のような歴史的な背景があったからである。*Free state* の由来を述べたが、それは、アメリカ憲法制定において、この概念が登場することになり、そしてイギリスとアメリカでは、地方自治とデモクラシーが発達するようになったその遠因もこの概念にある点を想起するためである。それを端的に表すのは、スチュアート王朝が絶対主義国家の確立に失敗した結果、18世紀に入っても、全国を統治する国家機構は整備されていなかった点である。その結果、封建時代の地方統治の仕組みが近代的に改変されてそのまま存続するようになったのである⁽³⁴⁾。

従って、イギリスでは封建領主が支配する末端の村落共同体のタウンないしカウンティ(*county*)において、紛争があれば、それを解決して、平和的な生活を確保し、社会正義を

実現する役割を果たしたのは「治安判事」(justice of the peace)であった。彼らは、慣習法のコモン・ロー(common law)に基づいて紛争の解決に当たっていた。時代が下って、商工業の発達とそれに伴う分業の拡大と共に隣接の村落共同体や都市との交易が増大するにつれて、紛争を解決し正義を実現する規範としてはコモン・ローでは十分ではなくなった時点で、議会で法律——衡平法(equity)——が制定されて、それを各地方の治安判事が適用し、同時に法律を実施する行政をも担当した。治安判事は、ジェントリーなどの地方の名望家で、かつロンドンの法学院でコモン・ローや判例の研究を行い法律の専門家として養成された者の中で、国王によって任命されて、地方の司法・行政活動に携わっていたのである。アメリカの13の植民地でも、地方の司法・行政面では本国と同じ制度が移植され、治安判事がその任務に当たっていた。治安判事の多くは、自治型のニューイングランドのように議会の承認を得て任命される場合もあった。マサチューセッツの場合、総督を補佐する執政官が参議会の委員の半分を占め、彼らが治安判事を通じて地方の司法・行政に方向性を与えていたのである。他の植民地では、総督を補佐する参議会の委員には執政官の外に治安判事も加わっていた。アメリカにおいて治安判事や弁護士を養成する大学が独立宣言期までにはまだ設立されていなかったもので、ロンドンの法学院卒業者や、治安判事の下か、有力な弁護士事務所 で法律の知識と実務を学んだ者が治安判事に任命されるか、弁護士になっていた。アメリカ憲法制定会議に参加した各植民地の代表55名の内のほとんどが弁護士など法律家であった点に上記の事情が反映されていたものと言えよう⁽³⁵⁾。

6. 新しいタイプの政治的エリートの出現

第三のタイプの社会的エリートは各植民地の名望家、つまり世論の形成者であると同時に地方の政治家でもある大農園主や大商人や、彼らの子弟である。彼らの多くは植民地議会の議員として、あるいは各植民地の参議会の委員として治安判事や執政官と共に、植民地の政治を管理・運営する任に当たり、政治の実務に長けた者達である。彼らは植民地を管理・運営する任務を積み重ねている内に、本国の政治動向が植民地にも大きな影響があることから、自分が属する植民地のみならず、本国やヨーロッパの政治動向にも絶えず注視して、その情報を収集し、13の植民地全体の観点からのみならず、世界の全体の観点から物事を考える政治家へと成長していた。彼らには2種類のタイプが見られる。大農園主や大商人の中で、社会的な上昇志向が強く、かつ権力欲の強い部類のエリートは本国政府の中枢に取り入り、総督などの官職の獲得や経済的な利権の拡大を図ることに専念し、政治を彼らの私的利益のために利用していた。一方、それとは違うタイプとして、中小の農園主の中でピューリタンの精神的態度を有している上に、同時代のヨーロッパの最新流行の学問の啓蒙思想にも敏感であり、それをどん欲に吸収しようと努めていた「精神の貴族」とも言うべき人々もいた。このタイプの典型的人物はヴァージニアの奥地の農園主であり、ギリシャ、ローマの政治学の古典、そしてロックやモンテスキューの著作などの文献を読んで、未来を指導する理念を熟考し、それを実践する意欲を持っていたジェファソンである⁽³⁶⁾。

おわりに

英仏の間の世界の覇権をめぐる戦いが終わったのは 1763 年である。この戦いはその 7 年前の 1754 年から三つの戦線で展開された。第一戦線は欧州における台頭するプロイセン対オーストリアの戦争である。前者をイギリスが支援し、後者をフランスが支援したが、前者が勝利した。次の第二戦線はインドで、イギリスはフランスを駆逐してインドの支配を確実にした。第三戦線は北米である。上記のように、フランスはカナダのケベックを起点にオンタリオ湖から流れる河川流域、ミシシッピ河川流域の土地を支配していた。この土地を巡ってイギリスと英領植民地の民兵隊——ヴァージニア民兵隊隊長として、後にアメリカ合衆国初代大統領となるワシントンが従軍している——と、フランス軍とその連合軍のインディアンとの間に戦闘が行われた。従って、この戦争は通常「フレンチ・インディアン戦争」と言われている。イギリス側の勝利に終わり、英領植民地の西への拡大の障害が取り除かれた。この三つの戦線において、イギリスはフランス勝利し、ついに世界の覇権を掌握することに成功したのである。それを契機に、イギリス本国は、英領植民地に対する従来の消極的な関与政策を捨て、本格的な植民地経営に乗り出すことになった。イギリス政府は、その第一歩としてフランスから奪取した土地を守るために軍隊の駐留を決め、その費用を英領植民地に負担させることにした。1764 年から 65 年にかけて印紙法公布を皮切りに一連の政策を展開した。これに対して、一つにはまとまっていなかった 13 の英領植民地は丸丸となって反対の態度を示した。彼らの態度を象徴するのは、ヴァージニア議会での P・ヘンリー議員が 1765 年に印紙法反対決議案の中で挙げた反対理由の「代表なくして課税なし」(No taxation without representation)という言葉である⁽³⁷⁾。その後、植民側の反対と抵抗が続き、ついに、1776 年、ジェファソンの起草した「独立宣言」が内外に公布されて本国との間に戦争が勃発した。1783 年、植民地側はイギリスの宿敵のフランスの支援を受けてイギリスに勝利し、講和締結によって独立を達成した。上述の通り、独立宣言を前後して 13 の植民地はそれぞれ独自の国家を樹立し、その連合体の大陸会議が戦争を指導していたが、講和を前後して連合会議に名称を変え、連合体自体を United State of America(以下、USA と略す)と名乗った。そして、1788 年に従来の分権的な連合体制から集権的な連邦国家体制への転換を図る連邦憲法を制定し、それに基づいて翌年に「アメリカ合衆国」(USA)が成立した。

独立戦争から連邦国家樹立までの出来事は、日本のアメリカ史研究者の間では「アメリカ独立革命」(American revolution)と命名されている。英領植民地が一つとなって本国との戦争を通じて独立を達成したのだから、この出来事は確かに「アメリカ独立」であるが、その反面、北米に入植したピューリタンを中核とする移民から構成された自由民の「人民」たちは、イギリス憲政の革新的伝統を受けて継いで本国の未完の政治改革をさらに環境の全く異なるところにおいて実現させようとした点では、イギリス本国政治に対する「革命」の側面をも持っていた。それは、独立戦争のスローガンの「代表なくして課税なし」の言葉の中に象徴的な形で表現されている。

周知のように、イギリス王朝は 1066 年にフランスのノルマンディー公ウィリアムの征服によって始まっている。歴代国王達は、被治者の人民——征服されたイギリスの貴族たち——を内外の敵から守り、保護するために政府を運営するのだから、その費用は被治者が負担すべきであるとの主張を展開し、被治者側もそれに同意する形で治者と被治者の間に

において一種の「統治契約」が生まれていた——その嚆矢は1215年の有名なマグナ・カルタである——。そして、政府の課税に対して被治者が同意を示す機会を常設化する議会が13世紀末に設置され、その後、この議会を通じて治者と被治者の協同統治が行われた。政府は、つまり国王はイギリス人(被治者)の「古来の権利と自由」を守ることを約束しており、それがイギリスの国の在り方の「基本法」となっていた。1770年代のイギリスでは「議会における国王」という言葉に象徴されるように、議会がイギリスにおいて最高の政治機関となり、主権を有するようになっていた。そしてこの主権的な議会が制定した印紙法はイギリスでは合憲であったが、植民地の人々にとっては、まずそれに同意する機会が与えられていない点、次に、「イギリス人の古来の権利と自由」を侵している点で、国王と人民の契約である「基本法」に反していると解釈した。ピューリタンは、神との契約を重視し、この契約概念を政治制度の設立根拠にも転用し、その過程で社会契約論の政治思想を受容し、「基本法」は「神の法」であり、かつ「自然法」であるという考え方を創出していた⁽³⁸⁾。そして、彼らは反英闘争においてそれを持ち出して、自分たちの代表が送られていない本国の議会は「神の法」、つまり「基本法」に違反するいかなる法律も制定する権限はないので、それに従うことはできない、と主張したのである⁽³⁹⁾。こうして、世界で初めて、人民の基本的な人権の尊重とその保護を国の在り方の基本にするという考え方が生まれることになった。そしてその基本法に基づいて設立された議会は、それを侵してはならない。つまり、基本法と議会制定法との違いが明確に打ち出されたのである。この考え方がアメリカ憲法にそのまま採用されている。こうした政治原理上の革命が起こったのがアメリカ独立革命であった点は留意しておくべきであろう。

アメリカ独立革命の成果としての「アメリカ連邦憲法」は、アメリカ人の「基本法」であり、「政治的宗教としての聖化」⁽⁴⁰⁾を受けている。この考え方は、アメリカ政治制度を根拠づける第一の政治原理である。次に、英領植民時代に特異な形で形成されてきた政治制度は、ある程度変容されてはいるが、アメリカ合衆国でも基本的には継承されている。その基本的なものは次の二つである。上述の通り、1776年の独立宣言後に13の植民地ではそれぞれのそれまで形成された政治制度を土台に「独立宣言」の政治理念に基づいて成文憲法を制定して行った。それは、自由民はロックの言う「財産」の所有者であり、その財産を守るために、この自由民の社会契約によって政府を設立したと宣言し、権利章典とそれを守る政府組織の設計図の二つの部分から構成されていた。その中で、最も急進的であったのは、ペンシルヴェニア国の憲法である。それは、他の植民地の国家が選挙権付与の条件として財産を規定しているが、成年男子に選挙権を付与している点、一院制議会を政治の最高機関と位置づけ、それを運営する議員はカウンティから選出されるが、その在任期間を一年とし、再選を禁じている点、議会で議決した法案は次の選挙まで有権者が検討した後に、その可否を次の選挙で選出された議会で決定するといった、直接民主政に近い政治制度を作り出していた⁽⁴¹⁾。それとは対極にあるのがマサチューセッツ国の憲法である。イギリスの階級間の権力分立とそれらの間の相互抑制と均衡の考え方は、上述したように、英領植民地の政治制度において変容されていたが、それを土台に階級間の権力分立ではなく、権力分立を政府を構成する機関の分立という形で新たに解釈し直した理論に基づいて、政府を構成する権力機関間の抑制と均衡という形での三権分立制を導入して、ペンシルヴェニア国に出現した一院制の議会の「専制化」を防止する仕組みが作り出されている。ア

アメリカ合衆国憲法は、基本的にはこのマサチューセッツ国の憲法の考え方を踏襲している
と見てもよからう⁽⁴²⁾。

次に、近代国家は国民を統合する権力手段に焦点を当てて分類するなら、基本的に二つの
理念型が考えられる。一つは、官僚制指導の国家である。その典型はフランスである。
次に、政党指導の国家である。もっとも、この類型は、ソ連誕生以降、政党が下から民主
的に組織され、かつ民主的に運営されている場合の国家と、「人民」ないしは「国民」の真
の代表と自称する政治的エリートが上から組織し、独裁的に運営する場合の国家に、大き
く二つに分類される⁽⁴³⁾。言うまでもなく、アメリカは民主的な政党の指導する国家である。
そして、社会秩序の維持の面では、この形の国家体制を支えているのは地方自治制度であ
る。13の英領植民地がそれぞれ国家を作り出した時、アメリカには官僚制と常備軍を支柱
とする絶対主義国家と国境を接することはなく、外敵は西部の広大な土地に分散して住ん
でいるインディアンのみであった。そのインディアンとの戦いには常備軍は不要であり、
自由民一人一人が片手に銃を持ち、もう一つの手には農具を持って西へと開拓していくの
が通常であった。従って、安全保障は民兵制で十分に対応することが出来たので、常備軍
は原則として持たないことになっていた。次に国内の社会秩序は地方自治によって維持さ
れていたのである。上記の通り、タウンを基礎単位としてCommunity、つまり社会が形成さ
れ、その社会秩序はタウンの住民の自治によって維持され、社会の発展と共にタウンで解
決できない政治問題が発生した場合、隣接の複数のタウンがカウンティを形成し、そして
構成するタウンの代表が随時集まって協議して問題の解決にあたり、さらにカウンティで
解決できない政治問題が発生した場合、すべてのカウンティの集合体たる国家、つまり国
に選挙によって選出されたカウンティの代表達が集まり、協議して政治問題の解決にあ
たるという地方自治制度が確立されていたのである。そして、民事・刑事事件の場合は、国
やカウンティによって任命された法律の専門家の治安判事によってイギリス伝来のコモン
・ローに基づいて解決するというイギリス伝来の司法・行政制度が踏襲されていた。こ
うして西欧の絶対主義国家とは全く異なる国の在り方が出現していたのである⁽⁴⁴⁾。この英
領植民地時代にイギリスから伝来したが、アメリカの異なる環境の中で特異な形で変容し
ていった政治制度が1789年に連邦国家として再編された後も、そのまま温存・発展して行
った。このアメリカ独立革命の政治過程については、稿を改めて考察したいと思う。

注

- (1) 河野 勝『政治を科学するのは可能か』中央公論社、2018年、189頁—194頁、206頁の注(1)。
憲法学では、一応「憲法」と称されるものによって統治されている非自由民主主義的な「立
憲主義」は、「外見的立憲主義」、「擬似立憲主義」、「エセ立憲主義」という用語を用いて表現
し、それと近代憲法に基づく立憲主義とは区別されている。
- (2) 阿部 齊『民主主義と公共の概念—アメリカ民主主義の史的展開—』勁草書房、1966年、135
頁、注(45a)。この注において、ミラーの次の主張が引用されている。ピューリタンはイギリ
ス国民全体の宗教生活を支配する十分な意図を持っていた (P. Miller, *Orthodoxy in Mass
achusetts, 1630-1650*, 1965, p. 66.)。そして、「移住することによって、清教徒たちは分離し
たのではない。ただ、いつかは故郷においても完成されるであろう改革をアメリカにおいて
始めたに過ぎなかったのだ。」(ibid., p. 154.)この記述は、宗教面でのことであるが、それ

- はイギリスでは政治システムの改革とも連動していたので、政治の世界でも同様なことが言えるのである。
- (3) アメリカにおける列強の植民地獲得をめぐる争いや、イギリスとオランダとの間の覇権争いについては、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第一巻―植民地時代―、岩波書店、1950年(以下、『原典ア』と略す)、第一部 概説、49頁―51頁が詳しい。
 - (4) 「ヴァージニアに対する第一の特許状」、高木八尺による解説及び原典の邦訳、『原典ア』第一巻、73頁―78頁。
 - (5) 『原典ア』第一巻、第一部 概説、33頁―34頁。
 - (6) 那須 敬『イギリス革命と変容する〈宗教〉―異端論争の政治文化史』岩波書店、2019年、1頁―8頁。
 - (7) 阿部 斉、前掲書、71頁―73頁。
 - (8) 特許状には、会社の所在地に関する規定が欠けていた。そこで、入植者たちはそれを利用して、会社の本拠地を本国からニューイングランドに移し、植民会社の総会(general court)を植民地議会の性格を帯びさせるようにした。その結果、会社そのものが一つの共和国(commonwealth)の形態をなすようになり、特許状がその憲法という性格を帯びるようになった、という。「マサチューセッツに対する第一の特許状」、中屋健一による解説及び原典の邦訳、『原典ア』第一巻、125頁―133頁。
 - (9) 『原典ア』第一巻、概説、20頁―21頁。マサチューセッツ湾植民地の政治機構がその下部単位のピューリタンの各種の教会、とりわけ会衆派教会との関係の中で形成されて行った過程についての研究として、次のものがある。大木尚一「ピューリタニズムの形成と伝統」、大橋健三郎・他編『ピューリタニズムとアメリカ―伝統と伝統への反逆』南雲堂、1969年、15頁―28頁。
 - (10) 阿部 斉、前掲書、75頁。ジュネーヴのカルヴァンの神権政治との比較については、参照：G.H.Sabine, A History of Political Theories, 1937, p. 311.
 - (11) ウィンスロップ「コネティカットの建設」、松本重治による解説及び原典の邦訳、142頁―150頁。ロジャー・ウィリアムズは1631年にマサチューセッツに移住した。国家と教会の分離、宗教上の寛容、良心の自由を主張し、教会から追放され、ロード・アイランドに移り、新しい植民地を建設した。同植民地は63年に国王から新しい特許状を得て、自治植民地となった。同じく宗教迫害を受けたトマス・フッカーもハートフォードに入植し、他の植民地と一緒に、本稿の注(31)に取り上げるコネティカット基本法を制定し、自治植民地を設けた(大木尚一「ピューリタニズムの伝統と変容」、大木尚一訳及び解説『ピューリタニズム』研究社、1976年、19頁―20頁、135頁、195頁以下。)
 - (12) 『原典ア』第一巻、概説、27頁―28頁。高木八尺『米国政治史序説』有斐閣、1931年、99頁―100頁。和田光弘『植民地から建国へ』岩波新書、2019年、41頁―42頁。
 - (13) 有賀貞・他編『世界歴史大系 アメリカ史1―17世紀～1877年―』山川出版社、1994年、37頁―39頁。
 - (14) ゴードン・S・ウッド著、池田利徳・他訳『ベンジャミン・フランクリン、アメリカ人になる』(2004年)慶應義塾大学出版会、2010年、84頁―88頁。ペンの「神聖なる実験」については、阿部 斉、前掲書、116頁―124頁、および Ch.E.Merriam, A History of American Political Theories, 1903, Reprinted 1969, pp. 28-30 において詳しく紹介されている。クエ

一カー教徒は、宣誓と武器を取ることを拒否する平和主義的で、かつユートピア的な傾向のある急進的なセクトであり、Friends 派とも称されていた。彼らはピューリタン革命時の最左翼の直接民主政と財産の共有を主張するディガーズ—真正水平派とも呼ばれている—の流れを汲んでおり、官職交替制、秘密投票、頻繁な選挙、人民による憲法の批准などの直接民主主義的な主張を行っており(阿部 斉、前掲書、121 頁)、1776 年にペンシルヴェニアが独立国家を創設した時、最も急進的な民主主義的な憲法を制定したのは故なしとはしない。なお、ディガーズの政治思想については、参照：G.H. Sabine, *op. cit.*, pp. 415-419.

- (15) 有賀貞・他編『世界歴史大系 アメリカ史 1—17 世紀～1877 年—』、61 頁—63 頁、133 頁。
- (16) 田中英夫『アメリカ法の歴史』上、東京大学出版会、1968 年、8 頁、注(12)。
この注において、freeman について、次のような定義がなされている。「植民地の charter で freeman というときは何等かの形で植民地の統治に参画することを認められている者を指す。定められた限度以上の財産を持っていることのほかに、植民地によっては、その植民地の公定宗派の所属者であることが要求された。」freeman の邦訳語としては、「公民」または「自由公民」が望ましいと、述べている。本稿では「自由民」と訳する。
- (17) 前掲書、13 頁—17 頁。
- (18) Ch. E. Merriam, *op. cit.*, pp. 34-35. M・ジェンセン著・斎藤 真・他訳『アメリカ憲法の制定』(1976 年)南雲堂、1979 年、16 頁—20 頁。
- (19) B・ベイリン著・田中和か子訳『アメリカ政治の起源』(1968 年)東京大学出版会、1975 年、91 頁。
- (20) M・ヴェーバー著・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(1905 年)岩波文庫、1989 年、353 頁—354 頁。
- (21) J・ロック著・鶴飼伸成訳『市民政府論』(1690 年)岩波文庫、1968 年、127 頁。
- (22) 有賀 貞・他編『世界歴史大系 アメリカ史 1—17 世紀～1877 年—』、109 頁の注(38)。
- (23) R. Smend, *Protestantismus und Demokratie*(1933), in: *Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze*, 2010, pp. 301-302.
- (24) 有賀貞・他編『世界歴史大系 アメリカ史 1—17 世紀～1877 年—』、87 頁。
- (25) ベンジャミン・フランクリン「貧しきリチャードの暦」の清水博による解説及原典の邦訳、『原典ア』第一巻、302 頁—306 頁。
- (26) M・ヴェーバー著・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』、293 頁。
- (27) アメリカ最初の大学の設立については、参照：『原典ア』第一巻、134 頁—141 頁。
- (28) 有賀 貞『アメリカ独立』東京大学出版会、1988 年、136 頁。
- (29) 有賀 貞・他編『世界歴史大系 アメリカ史 1—17 世紀～1877 年—』、108 頁の注(37)
- (30) トマス・ホップズはその著作の『法の原理』(1640 年)と『リヴァイアサン』(1651 年)では、国家を表す用語として Commonwealth を使っている。また、『オセアナ共和国』と邦訳されている、ハリントンの著作の原題は *The Commonwealth of Oceana*(1656 年)である。
- (31) 松本重治訳「コネティカット基本法」、『原典ア』第一巻、169 頁。Ch. E. Merriam, *op. cit.*, pp. 16-17.
- (32) B・ベイリン著・田中和か子訳『アメリカ政治の起源』、55 頁。
- (33) 前掲訳書、54 頁。
- (34) 蟬山正道『英国地方行政の研究』国土社、1949 年、82 頁以下。

- (35) R.L.Schuyler, *The Constitution of The United States. An Historical Survey of Its Formation*, 1923, p.84.
- (36) ジェファソンの伝記として最近次のものが刊行されている。西川秀和『トマス・ジェファソン伝記事典』大学教育出版、2014年。
- (37) 今津 晃『アメリカ独立革命』至誠堂新書、1974年、42頁—43頁。
- (38) B. Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution, Enlarged Edition*, 1967, pp. 176-197.
- (39) マサチューセッツ湾植民地の反英闘争の指導者のサミュエル・アダムズ議員は、13の植民地に向けて発表した印紙法反対の檄文「マサチューセッツ回状」(1768年2月11日)〈松本重治による原典の邦訳と解説〉の中で、「国会に優越する根本法(自然法の具体化されたものとして観念された根本法)としての確定硬性憲法思想」を展開している。アメリカ学会編訳『原典アメリカ史』第二巻—革命と建国—、岩波書店、1982年、113頁—114頁。
- (40) 阿部 斉、前掲書、49頁。
- (41) B. Bailyn, op. cit., pp.294-296. 今津 晃「アメリカ憲法と邦憲法」、『歴史評論』1955年2月、63号、71頁—74頁。
- (42) 五十嵐武士「アメリカ型「国家」の形成—その予備的考察—」、日本政治学会編『国民国家の形成と政治文化』岩波書店、1990年、32頁。
- (43) フランスの政治学者のB・バディエとP・ビルンボームは共著『国家の社会学(Sociologie de L'État, 1979)』(邦訳題は『国家の歴史社会学』(訳者：小山 勉、中野裕二、吉田書店、2015年)の「第Ⅲ部 現代社会における国家・中心・権力」において、「国家による統治：官僚制をもった権力」と「市民社会による統治：官僚制の弱さ」の二つに近代国家を類型化している。前者のモデルはフランスである。アメリカは後者の中に分類されている(邦訳、201頁)。両人は、アメリカでは、国家は「未完の征服」状態にある(208頁)と規定して、その理由として、フランスと違って打倒すべき封建制が欠如していたことの他に、①プロテスタンティズムは個人主義を強化することによって国家の出現を防止している点、②連邦制、③恩顧主義を挙げている。そして具体的には次のように述べている。「国家に代わってアメリカ社会を組織化したのは、正当な権力をもったエリートたちである。エリートの中でも経済的エリートが最初から重要な役割を担った。彼らは憲法の制定で強い影響力を行使し[その典拠として、ピアードの説を挙げている]、政党を介して影響を与え、政治家の中にも入り込んでいる(204頁)。」実際、実業界は政党を介して社会全体の自己組織化を図っており、その際、弁護士などの法律家を代理人として使って、政党、政界、連邦政府の行政全体に入り込んでいる(206頁—207頁)。そうすることで、アメリカでは「フランス型国家とは全く関係なく自己組織化されて」いる(202頁)、と。本稿注(42)の五十嵐論文は、アメリカの政治的統一体についての両人の挙げた特徴の他に、さらに地方自治制度を付け加えて、「アメリカ型「国家」」という新しい概念を提起している。
- (44) 五十嵐武士、前掲論文、16頁—18頁。五十嵐武士は民主的に組織され、かつ民主的に運営されている政党指導の国家を「アメリカ型国家」と規定している。この規定は、他の国家と比較して現在のアメリカを理解するのに大変有益である、と思われる。五十嵐武士の恩師の斎藤 真は、初期アメリカの国家の在り方に関する記述のところで、ヨーロッパ型の国民国家の概念では捉えきれない側面があるが、それを、五十嵐武士がヨーロッパ型国家

に対し「アメリカ型国家」概念で捉えている、と紹介しているところ(194頁)の注で、「国家機能を拡散させてまばらに張りめぐらされたネットワークのように、一体性を保つ政治権力」としての「アメリカ型国家」という規定は、「ことに連合規約から19世紀中葉にいたるUSAについて妥当性を持つ」が、と述べており、通用する時期の点ではこの概念の有効性について懐疑的であるように思われる(斉藤 真『アメリカ革命史研究—自由と統合—』東京大学出版会、1992年、202頁の注(19)。

参考文献

A、史料集

- 1、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第一巻—植民地時代—、岩波書店、1950年。
- 2、アメリカ学会編訳『原典アメリカ史』第二巻—革命と建国—、岩波書店、1982年。

B、著作

- 1、阿部 斉『民主主義と公共の概念—アメリカ民主主義の史的展開—』勁草書房、1966年。
- 2、有賀 貞『アメリカ独立』東京大学出版会、1988年。
- 3、有賀貞・他編『世界歴史大系 アメリカ史1—17世紀～1877年—』山川出版社、1994年。
- 4、五十嵐武士「アメリカ型「国家」の形成—その予備的考察—」、日本政治学会編『18世の革命と近代国家の形成』岩波書店、1990年。
- 5、今津 晃「アメリカ憲法と邦憲法」、『歴史評論』1955年2月、63号。
- 6、今津 晃『アメリカ独立革命』至誠堂新書、1974年。
- 7、大木尚一訳及び解説『ピューリタニズム』研究社、1976年。
- 8、大橋健三郎、他編『ピューリタニズムとアメリカ—伝統と伝統への反逆』南雲堂、1969年。
- 9、河野 勝『政治を科学するのは可能か』中央公論社、2018年。
- 10、ゴードン・S・ウッド著、池田利穂・他訳『ベンジャミン・フランクリン、アメリカ人になる』(2004年)慶応義塾大学出版会、2010年。
- 11、斉藤 真『アメリカ革命史研究—自由と統合—』東京大学出版会、1992年。
- 12、高木八尺『米国政治史序説』有斐閣、1931。
- 13、田中英夫『アメリカ法の歴史』上、東京大学出版会、1968年。
- 13、那須 敬『イギリス革命と変容する〈宗教〉—異端論争の政治文化史』岩波書店、2019年。
- 14、西川秀和『トマス・ジェファソン伝記事典』大学教育出版、2014年。
- 15、蠟山正道『英国地方行政の研究』国土社、1949年。
- 16、和田光弘『植民地から建国へ』岩波新書、2019年。
- 17、M・ヴェーバー著・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(1905年)岩波文庫、1989年。
- 18、M・ジェンセン著・斎藤 真・他訳『アメリカ憲法の制定』(1976年)南雲堂、1979年。
- 19、B・バディー、P・ビルンボーム共著/小山 勉・中野裕二共訳『国家の歴史社会学』(1979年)吉田書店、2015年。
- 20、B・ベイリン著・田中和か子訳『アメリカ政治の起源』(1968年)東京大学出版会、1975年。
- 21、J・ロック著・鶴飼伸成訳『市民政府論』(1690年)岩波文庫、1968年。
- 22、B.Bailyn, The Ideological Origins of the American Revolution, Enlarged Edition, 1967.

- 23、 Ch. E. Merriam, A History of American Political Theories, 1903, Reprinted 1967.
- 24、 G. H. Sabine, A History of Political Theories, 1937.
- 25、 R. L. Schuyler, The Constitution of The United States. An Historical Survey of Its Formation, 1923.
- 26、 R. Smend, Protestantismus und Demokratie(1933), in: Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze, 2010.